控除の項中「別表六（十九）「25」」を「別表六（十七）「25」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十）「25」」を「別表六（十八）「25」」に改め、同表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十一）「19」」を「別表六（十九）「20」」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十二）「18」」を「別表六（二十）「18」」に改め、同表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十三）「21」」を「別表六（二十一）「23」」に、「別表六（二十三）「31」」を「別表六（二十一）「29」」に改め、同表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十四）「10」」を「別表六（二十二）「10」」に改め、同表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十五）「17」」を「別表六（二十三）「17」」に、「別表六（二十五）「22」」を「別表六（二十三）「22」」に改め、同表給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項	00677	法規別表六（二十四）「45」の欄の金額
	令和６年旧措置法第42条の12の５第２項	00678	
	第42条の12の５第１項	00699	
	第42条の12の５第２項	00700	
	第42条の12の５第３項	00701	
	第42条の12の５第４項	00702	法規別表六（二十四）「50」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十七）「20」」を「別表六（二十五）「20」」に改め、同表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	第42条の12の７第４項	00667	法規別表六（二十六）「21」の欄の金額
	第42条の12の７第５項	00668	法規別表六（二十六）「28」の欄の金額
	第42条の12の７第６項	00669	法規別表六（二十六）「43」の欄の金額
	第42条の12の７第７項	00703	法規別表六（二十七）「18」の欄の金額
	第42条の12の７第８項	00704	法規別表六（二十七）「23」の欄の金額
	第42条の12の７第10項	00705	法規別表六（二十七）「28」の欄の金額
	第42条の12の７第11項	00706	法規別表六（二十七）「33」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項中「令和５年旧措置法第43条第１項第１号（償却費）」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和５年旧措置法」という。）第43条第１項第１号（償却費）」に改め、同表港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却の項を削り、同表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える。

生産方式革新事業活動用資産等の特別償却	第44条の５第１項第１号（償却費）	00707	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の５第１項第１号）	00708	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第44条の５第１項第２号（償却費）	00709	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の５第１項第２号）	00710	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項中「第45条第３項の表の第４号」を「令和６年旧措置法第45条第３項の表の第４号」に改め、同表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項中「第46条第１項」を「令和６年旧措置法第46条第１項」に改め、同表輸出事業用資産の割増償却の項中「第46条の２第１項」を「第46条第１項」に改め、同表倉庫用建物等の割増償却の項を次のように改める。

倉庫用建物等の割増償却	第48条第１項（償却費）	00592	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00593	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項を次のように改める。

中小企業事業再編投資損失準備金	第56条第１項の表の第１号	00672	法規別表十二（二）「15」の欄の金額
	第56条第１項の表の第２号	00711	